平成２９年（フ）第２６号
徳島県美馬市脇町字東俣名1122番地
破産者　三笠　正行
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第３７２号
大分市下郡東１丁目２番３―801号（アルバガーデンロイヤルツイン下郡壱番館）
破産者　足立　尚子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７８号
宮崎市大橋２丁目21番地１　ＫＭＣビル502号、前住所宮崎市千草町10番３号　矢野ビル１階
破産者　日髙　和義
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７９号
宮崎市大橋２丁目21番地１　ＫＭＣビル502号、前住所宮崎市千草町10番３号　矢野ビル１階
破産者　日髙　宏子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田969番地
破産者　榎並加代子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１３８２号
埼玉県志木市柏町３丁目３番66号　Ｋ・ＨＯＵＳＥ　202号、旧住所埼玉県戸田市本町１丁目21番19―703号
破産者　小髙　栄司
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５８号
さいたま市南区大字太田窪2369番地17
破産者　矢部修次郎
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
大阪府泉大津市式内町３番32―208号
破産者　石垣　　卓
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７３号
大阪府岸和田市大北町４番21号
破産者　加減　泰子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
大阪府和泉市箕形町５丁目12番16―１号
破産者　谷口　淳子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
大阪府泉佐野市中町４丁目４番29―606号、前住所大阪府泉佐野市松原２丁目４番92―406号
破産者　栗正　信也
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
奈良県北葛城郡広陵町大字的場122番地４
破産者　栄山こと　榮山　敬子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
徳島県板野郡藍住町徳命字元村東27番地13、旧住所兵庫県明石市小久保１丁目３－３アクア西明石204
破産者　山田　由香
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７７号
福岡県久留米市中央町10番地１　ＭＪＲ久留米中央町201号
破産者　小島　茂文
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３６号
沖縄県石垣市美崎町12―６　Ｙ’ｓビル２階、住民票上の住所愛媛県松山市土居田町786番地１　フォースタクマ105号
破産者　武智　秀二
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市東由利老方字後田10番地２
破産者　佐藤　勇児
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第５２号
秋田県由利本荘市中梵天160番地２
破産者　猪股　富子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成３０年（フ）第１号
秋田県由利本荘市出戸町字赤沼下道221番地４
破産者　齋藤　　智
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部